

編 章	節	細目等	質問文書	回答文書
1編 1章	5節	1.5.2 共通仮設費 3 (4)-P3	・共通仮設費の取り扱いとして、工事の作業員用駐車場はどのような扱いとすればよいでしょうか？(仮設用借地料として対応すべきか否か)尚、このケースは敷地が狭く、作業員用駐車場を確保できない場合に共通仮設率に含まれるかどうかをご教示頂きたいと思います。	・一般的には共通仮設費率に含まれません。 敷地狭隘等により発注者が駐車場所を指定する場合は、準備費の仮設用借地料又はその他準備費により積み上げる必要があると思われれます。ただし、発注者が無償提供した作業ヤード等に駐車する場合は、積み上げる必要はありません。
		・複数棟建設する場合の共通費について	・棟ごとに共通費を積み上げるのか？	・公共住宅建設工事積算基準(平成23年度版)より、棟ごとの算定方法は無くなりました。複数棟の場合においても、総額(合計)の工事費により算定してください。
		・木造で複数棟建設する場合の工期の算定について	・棟ごとに算出して合わせた工期とするのか、延べ面積当たりで算出した工期とするのか？	・本積算基準では木造住宅は対象としておりません。別途、共通費を積み上げ又は過去の実績等により共通費を算定して下さい。
		・住宅を集約する場合の既存住宅解体の算定について	・一括の算定とするか、個別に算定して積み上げるのか？	・公共住宅建設工事積算基準(平成23年度版)より、棟ごとの算定方法は無くなりました。複数棟の場合においても、総額(合計)の工事費により算定してください。
		・瑕疵担保保険について	・積み上げ経費として計上してよいのか？	・当初通達(事連協発第422号H20.10.30付)時点は、資力確保の事例が少なく、保険や供託など手法も選択肢が広く、加算が難しいと判断し、0.0045の乗率を作成し適用しよう連絡しましたが、現在は資力確保の方法もほぼ住宅瑕疵担保責任保険となっており、保険料による積上げを選択されている発注者もあるため、「資力確保措置のための費用として住宅瑕疵担保責任保険の保険料を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。」に通達(事連協発第661号H26.10.30付)で改定しました。
		・工期について	・工期Tの期間は、契約工期と扱うのか、実質施工工期(現場着工日～竣工まで)と扱うのかご教示願います。	・共通費実態調査に基づく共通費率となっており、その根拠として契約工期を対象としております。準備又は後片付けとなる期間が、一般的な工事より著しく長期化する等の特殊事情がある場合は別途、ご検討ください。
別表-2	現場管理費 -P12	・住宅事業については、事連協積算基準(H25)を使用しますが、公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房営繕部)における共通費積算基準が、添付の対照表のとおり、現場管理費における法定福利費の部分がH26.4.11に改定されております。(現場労働者における法定福利費が現場管理費(率による)でなく別途計上することとなりました。)そこで、事連協積算基準(H25)では、旧公共建築工事共通費積算基準(H23)と同様の記載ですが、 Q1:現場労働者の法定福利費は、今までどおり現場管理費(率による)部分に含まれるとの解釈でよいのか？ Q2:公共建築工事共通費積算基準(H26)の改定を受け、事連協積算基準も同様の改定を行う予定はあるか？	A1:本積算基準においても、現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する費用としての法定福利費の内容は、従来と変更ありません。現場労働者に関する費用は、労災保険料の事業者負担額及び建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金が対象となります。現場労働者(下請企業の為)の個人負担分の法定福利費は、直接工事費に別途計上が必要と思われれます。 A2:共通費の別表-2「現場管理費」(建築:P12 電気設備:P13 機械設備:P12 屋外整備:P12)は、公共建築工事共通費積算基準(国土交通省大臣官房営繕部)(以下「営繕」とする。)と同じ内容としていましたが、今回の「営繕」の改定を受けて、通達(事連協発第671号H26.11.12付)で改定しました。	
別表-3	一般管理費 -P13	・H20.10.30付国交省住宅局住宅総合整備課長による「公共賃貸住宅等における住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置のための費用について」に基づき、 <u>事連協発第422号H20年10.30付事連協会長名による「公共住宅事業者等連絡協議会における住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置のための費用の取扱いについて」に沿って運用を行ってきました。</u> ・しかし、今年度、国土交通省大臣官房官庁営繕部から出ている「公共建築工事積算基準等資料(平成26年度)のCE8ページでは、これまでの事連協の取扱いとは異なると思われる「資力確保措置のための費用を見積り等により算出」とあります。 ・今年度以降の群馬県の対応を検討しており、その参考にしたいが、事連協の取扱いについて、 <u>改正等の通知を発行する予定はあるか？</u> (電話2014.8月下旬受) ・上記に準ずる問合せが入札業者等からあった。	・当初通達(事連協発第422号H20.10.30付)時点は、資力確保の事例が少なく、保険や供託など手法も選択肢が広く、加算が難しいと判断し、0.0045の乗率を作成し適用しよう連絡しましたが、現在は資力確保の方法もほぼ住宅瑕疵担保責任保険となっており、保険料による積上げを選択されている発注者もあるため、「資力確保措置のための費用として住宅瑕疵担保責任保険の保険料を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。」に通達(事連協発第661号H26.10.30付)で改定しました。	
別表-5	共通費率 -P15	・共通費率について、それぞれ「算定率による」とありますが、算定された率が上限、又は下限の枠を超えた率になった場合は、上限又は下限と考えてよろしいでしょうか？	・上限値を超えた場合は上限値を採用し、下限値を下回った場合は下限値を採用します。上限値と下限値の中に収まっている場合には、一般的な算定値を採用します。	
3編 1章	5節	1.5.1 単価及び価格の決定方法-P68	・工事費積算における単価採用や単価算定等に係る数値の取扱いについては、「公共建築工事積算基準等資料平成26年版」(官庁営繕関係基準)を適用することでよろしいでしょうか？	・各発注者において、数値の取扱いが異なっており、意見集約できず、統一的な取扱いとなっていません。 各発注者において運用をお願いしております。(左記の適用も一案として問題ないと思われれます。)